## 事務所News

2024.11 K-063

# 経営バイタルの強化書産館で

### フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート!

フリーランスの取引に関する新しい法律

### 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 11月1日に施行されます



個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為が定められました。

# 1 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の概要

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために昨年5月に公布され、本年11月より施行されるのが、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」です。多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています※1。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としており、適用対象は、発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)としています。ここでフリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないものを言い、発注事業者とは、フリーランスに業務委託する事業者で従業員を使用するものを言います。

なお、一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

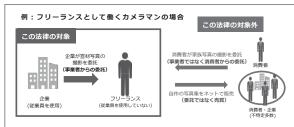
フリーランスとして働くカメラマンの場合を例にして説明すると、 法律の対象は【図1】のようになります。

法律の対象となるのは、企業が宣材写真の撮影を委託した場合で、消費者が家族写真の撮影を委託する場合や自作の写真集

をネットで販売するような場合はこの法律の対象外となります。

なお、法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者(企業)は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、この図では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「企業」と表現しています。

#### 【図1】法律の対象となる取引※2



また、「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される 者は含まず、具体的には、「週所定労働時間が20時間以上かつ継 続して31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。

特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、 副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託 を受けている場合にはこの法律における「フリーランス」にあたります。

契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

この法律の規制は、取引の適正化と就業環境の整備の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は【図2】(次ページ)のとおりです。図中の【業務委託事業者】は、フリーランスに業務委託をする事業者(フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するものを意味します。

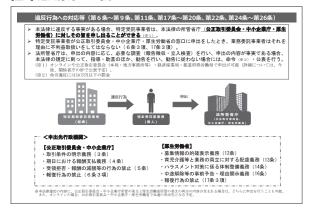
N

#### 【図2】適用される義務と禁止行為※1



この法律へ違反した場合の対応は、報告徴収・立入検査、指 導・助言、中小企業庁の措置請求、勧告、命令・公表、罰金・過 料(第6条~第9条、第11条、第17条~第20条、第22条、第24 条~第26条)となっており、命令違反には50万円以下の罰金が科 されます(【図3】)。

#### 【図3】違反行為への対応※3



### 発注事業者の義務と 禁止行為(取引の適正化)

発注事業者の義務と禁止行為は、上述のように大きく取引の適 正化と就業環境の整備に分かれていますが、ここでは、取引の適 正化(①取引条件の明示義務(第3条)、②期日における報酬支 払義務(第4条)、③発注事業者の禁止行為(第5条))について、 詳細に説明を行います。

なお、上述のように取引条件の明示義務については、発注事業 者(業務委託事業者及び特定受託事業者)が対象となりますが、 取引条件の明示義務以外の義務、禁止行為は発注事業者(特定 業務委託事業者)のみが対象となります。

取引の適正化①取引条件の明示義務(第3条)で明示すべき 内容は、①業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若 しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号で あって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの、② 業務委託をした日、③特定受託事業者の給付(提供される役務)の 内容、④特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受 ける期日等、⑤特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供 を受ける場所、⑥特定受託事業者の給付の内容について検査を する場合は、その検査を完了する期日、⑦報酬の額、⑧支払期日、 ⑨現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項とされています。

なお、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正 当な理由があるものについては、その明示を要しないとされていま すが、この場合に、業務委託事業者は、未定事項の内容が定めら れた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなけ ればならないとされています(【図4】)。書面又は電磁的方法によ り明示する具体的な方法は【図5】のとおりです。

取引の適正化②期日における報酬支払義務(第4条)につい ては、特定業務委託事業者は、再委託の場合を除き、検査をする かどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60 日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれ までに支払わなければならないとされています。

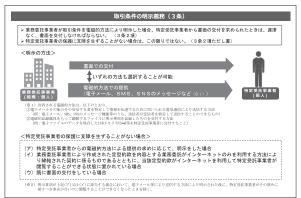
取引の適正化③発注事業者の禁止行為(第5条)については、 特定業務委託事業者は、特定受託事業者との1か月以上の業務 委託に関し、①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買いたたき、 ⑤購入・利用強制をしてはならないとされており、①不当な経済上 の利益の提供要請、②不当な給付内容の変更及び不当なやり直 しによって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないとさ れています。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」についてより詳しい 説明は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フ リーランス・事業者間取引適正化等法) Q&A※4に一問一答式で 116問の回答が公表されていますので、参考にするとよいでしょう。

#### 【図4】取引条件の明示義務※3



#### 【図5】取引条件の明示義務※3



- ※1 「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法(PDF)」(URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001278830.pdf)
- -ランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート! (PDF) [ (URL : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\_sihonsyugi/freelance/dai1/siryou3.pdf)
- ※3 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和6年11月1日施行)説明資料(PDF))(URL: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/law\_02.pdf)